

第4章

部 門 別 構 想

1 土地利用の方針

本市では、限られた平坦地を有効に利用し、水と緑の自然環境を活かしながら、効率的で機能的な集約型のまちづくりを進めます。そのため、市街地では都市機能の向上を目指し、産業、業務、教育、医療・福祉、住宅など複合的な機能を持つ市街地形成を図ります。

一方、小規模な工場と住宅が混在する地域、幹線道路の沿道などで土地利用の混在化が進む地域など、それぞれの地域の特性と課題に応じたきめ細やかな対応により、計画的な土地利用の推進を図ります。

1-1 住居系

(1) 低層戸建て住宅地

●対象：現行用途地域内の低層住居系の用途地域（第1種、2種低層住居専用地域）

- ・四日市場（桂高校周辺）や法能（熊井戸～住吉）の低層住宅地では、都市計画道路や市道の整備、公園整備などの基盤整備を推進するとともに、良好な環境形成を図るため、地区計画・建築協定等の導入を検討する。

(2) 一般住宅地

●対象：現行用途地域内の上記以外の住居系の用途地域（第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域）で、特別工業地区を除く地域／用途地域外で、既存の住宅地が形成された地域

- ・既存の住宅地では、用途地域の適正な運用、適正な開発誘導等により、土地利用の整序を推進する。また、地区計画・建築協定等の導入を検討する。
- ・商業・業務地の周辺など、高度利用が望まれる地区においては、低中層の商業・業務施設や良質な集合住宅等の誘導を図る。
- ・市街化が進んでいる田野倉、今後市街化が予想される玉川では、地域特性に適合する用途地域の指定を検討する。

(3) 住工協調型住宅地

●対象：現行用途地域内の特別工業地区

- ・特別工業地区指定を維持し、地場産業の振興を図る。

1-2 商業業務系

(1) 中心商業・業務地

- 対象：現行用途地域内の商業地域及び、田原土地区画整理事業の駅前地区
 - ・谷村地域の中心市街地では、商店街を中心に、行政施設や文化施設が集積しているため、都市機能をコンパクトに集約した商業・業務地区として機能強化を図る。
 - ・田原地区の新駅を中心とした新しい市街地では、商業・業務の集積を図り、都留文科大学の立地を生かした新しい商業・業務地区としての機能強化を図る。

(2) 沿道型サービス業務地

- 対象：現行用途地域内の第2種住居地域、準住居地域／国道139号及び、バイパス沿いで沿道型の商業集積がみられる地域
 - ・国道139号やバイパス沿いでは、沿道型の商業・業務サービス機能の立地に対し、良好な地域環境を損なわないよう適正な沿道土地利用とまちなみの誘導を図る。

1-3 工業系

- 対象：厚原牛石地区／現行用途地域内の準工業地域
 - ・都留ICのフルインター化で利便性が増すと予想される厚原牛石の基盤整備を行い工業業務系用地への転換を推進する。
 - ・法能の準工業地域の基盤整備を進める。

1-4 農業系

(1) 田園集落地

- 対象：現行用途地域外で、農地と古くからの良好な集落景観が形成された地域
 - ・市街地外にある水・緑に恵まれた田園集落地では、現在の良好な田園の集落景観や環境を維持しながら、必要な生活基盤施設やコミュニティ施設等の整備、店舗サービス施設の立地誘導を図る。

(2) 市街地周辺の農地の保全

- ・大原や夏狩・十日市場にある一団の優良農地は、開発を抑制して、その維持・保全に努める。

1-5 公園・緑地、レクリエーション地、保全緑地、山林等

(1) 公園・緑地

- 対象：都市公園／川沿いの大規模緑地
 - ・既存の都市公園、親水整備の計画されている河川敷の一部などについては、公園・緑地として施設の充実と適正な維持管理に努める。
 - ・市街地での公園不足を改善するため、新たなポケットパーク整備や児童遊園及び広場を都市公園として位置づける。

(2) 市街地周辺の自然の保全

- 対象：蒼竜峡、大原・夏狩・十日市場の一団の優良農地、わさび田、城山周辺、総合運動公園・楽山周辺
 - ・蒼竜峡や大原の農地などは、市街地周辺の良好な自然地として、その維持・保全に努める。
 - ・緑の拠点にある城山、総合運動公園と楽山公園及びその他の公共施設は、積極的に緑化を行うとともに、周辺宅地等の緑化を促進する。

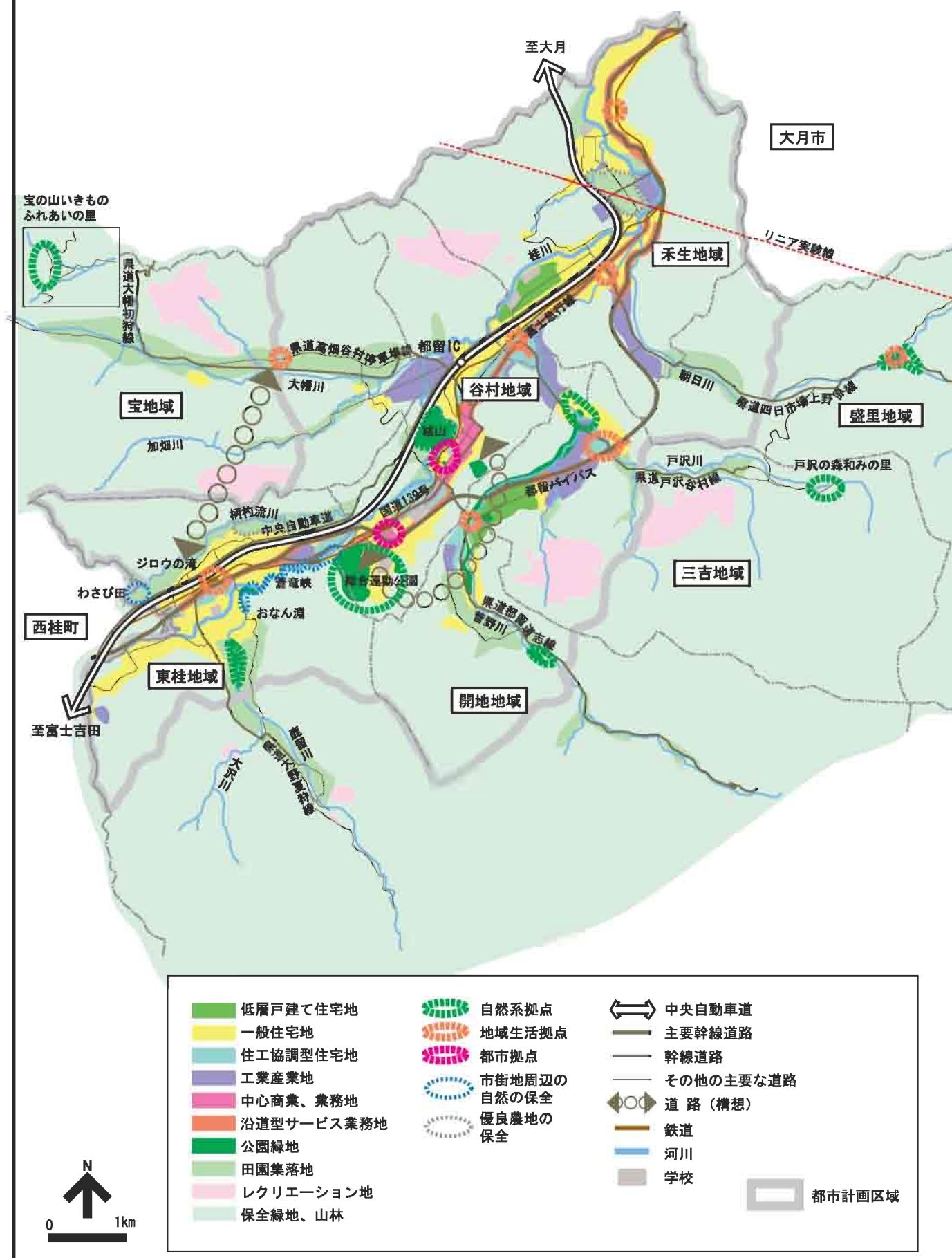
(3) レクリエーション地

- 対象：ゴルフ場や大規模なレクリエーション地
 - ・市内に数箇所あるゴルフ場、宝の山いきものふれあいの里、戸沢の森和みの里、グラススキー場等をレクリエーション地として位置づけ、市内及び広域観光の拠点として積極的に活用する。

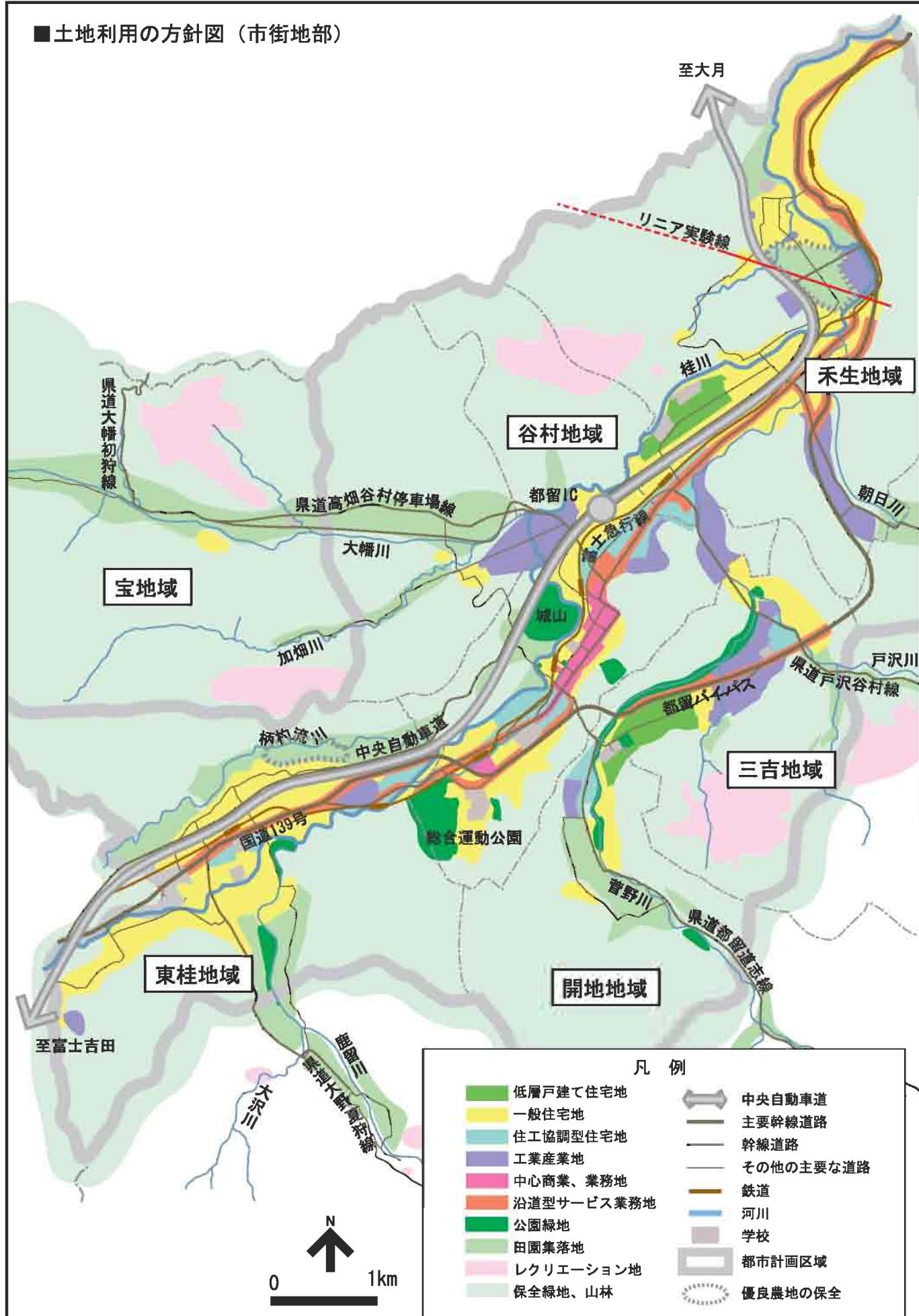
(4) 保全緑地・山林

- 対象：上記で設定された土地利用以外の山林
 - ・市域の約8割を占める緑地や山林は、防災、水源涵養、景観保全の観点から保全する。
 - ・登山道、ハイキングコースの整備などにより、自然レクリエーションへの活用を推進する。

■土地利用の方針図（市全体）



■土地利用の方針図（市街地部）



2 道路整備・公共交通整備の方針

国道139号に集中する道路交通形態による混雑や環境への悪影響を解消するため、国道、県道、都市計画道路、生活道路など、それぞれの機能分担を明確にした整備を進め、体系的な道路ネットワークの形成を図ります。

中央自動車道都留ICフルインター化及び都留バイパスの早期完成をはじめ、都市計画道路の整備など、幹線道路の整備促進を図るとともに、中心市街地においては、バイパスや迂回ルートの整備によって、通過交通と市街地内への交通を適切に分離します。

都市計画道路は、社会経済が大きく変化し、国、県、市とも財政的に厳しい状態の中で、より効率的な事業の推進を図ることが必要となっています。現在計画決定している24,430mのうち、供用されている路線は28.2%と低く、今後、四日市場古川渡線、都留バイパスの整備を進めるとともに計画の見直しを検討します。

長期的には谷沿いの各集落間をつなぐルートの確保に努めるとともに、大月市（中心部、初狩）、富士吉田市、道志村など近隣市町村との連携を広域的に強化していきます。

生活道路については、幹線道路とのアクセス向上を図ります。また、歩行者の視点で安全な道づくりを考えるとともに、防災上の安全確保を図ります。特に、学校を中心とした通学路の安全を確保します。

鉄道については、鉄道輸送力の増強促進と新駅など関連施設の整備に努めます。バス路線については、必要な交通サービスの見極めを行い、最も効率的な輸送形態を選択していきます。

2-1 都市計画道路の整備

(1) 整備目標

- ・都市計画道路の整備目標は、平成32年において約42%の整備率と設定する。

●都市計画道路の目標

目標項目	平成12年 (基準年)	平成32年 (目標年)
都市計画道路整備率	28.2%	42.0%

(注) 整備率とは都市計画決定されている道路の計画延長に対する整備済み延長の割合

(2) 都市計画道路の整備の促進

- ・都市計画道路の整備を促進する。
- ・街路四日市場古川渡線の全線完成を推進する。

(3) 都市計画道路の見直し

- ・街路横町天神通り線は、都留バイパスの供用開始に伴い重要度が軽減したため計画の見直しを検討する。また、横町天神通り線と連結する谷村町駅前通り線、学校通り線及び横町通り線についても、計画の見直しを検討する。
- ・街路厚原線は、県道都留インター線の改良により開設の効果が希少したため、計画の見直しを検討する。
- ・谷村本通線は谷村地区内の交通改善のため、その路線位置（起終点等）について見直しを検討する。

2-2 幹線道路網の整備

(1) 中央自動車道

- ・富士吉田方面への乗降を可能とするフルインター化の早期完成を図る。

(2) 主要幹線道路

- ・都留バイパスの全線完成を促進する。
- ・国道139号の東桂付近における機能強化を促進する。
- ・国道139号の田野倉付近における機能強化を促進する。

(3) 幹線道路

- ・既存の市街地を通過する国道139号の拡幅整備を促進する。
- ・県道高畠谷村停車場線の迂回ルート（宝バイパス）の全線完成を促進する。
- ・県道大幡初狩線の拡幅、線形改良を促進する。
- ・県道四日市場上野原線、県道戸沢谷村線、県道都留道志線の拡幅整備を促進する。
- ・県道大野夏狩線の拡幅、線形改良等を検討する。
- ・主要幹線道路と幹線道路との交差点部分の改修を促進する。

(4) その他の主要な道路

- ・中央自動車道都留ICのフルインター化と連携して、中央自動車道側道の拡幅整備を推進する。
- ・開地地域～都留文科大学周辺、東桂地域～宝地域を連絡する新たな道路軸を検討する。
- ・都留バイパスと、県道四日市場上野原線を結ぶ道路整備を推進する。

2-3 安全・快適な道路整備

(1) 生活道路の改良

- ・危険な通学路や生活道路について、イメージハンプの設置などの歩車共存化方策を検討し、交通安全性の確保を推進する。
- ・富士急行線の踏切改良を推進する。

(2) 遊歩道、散策路等

- ・ウォーキングトレイルなど歴史・文化資源を歩いて巡ることのできる散策路や遊歩道のルート設定、ルート整備を推進する。
- ・まるごと博物館つる推進事業との連携を図りながら、俳句や花などテーマ性をもった散策ルートの設定、ルート整備を推進する。
- ・都留自然遊歩道など、ハイキングコースの改修とその維持管理に努める。

(3) 橋梁の整備

- ・川茂橋、境橋など老朽化した橋の架け替えや改修を行う。

(4) 安全・快適な道路環境づくり

- ・主要な歩行者ルート、通学路等の交通安全対策を推進する。
- ・サイン整備、道路美化を推進する。
- ・危険性の高い交差点の改良、既存踏切の改善など、安全性確保のための整備を推進する。
- ・市街地や散策路沿いに、高齢者等が一休みできるベンチ設置が可能なポケットパークの整備を推進する。

2-4 駐車場や休憩施設の整備

- ・フルICの整備と関連し、来訪者・観光客に対応するとともに地域の拠点となるよう、駐車場とあわせて休憩施設、情報センターの機能を持つ施設（道の駅等）の設置を検討する。

2-5 公共交通施設整備

(1) 鉄道利便性の向上

- ・田原土地区画整理事業の推進による新市街地形成とあわせ、新駅を整備する。
- ・市民の鉄道利用を促すとともに、駅舎・ホーム等の改良整備、運行回数の維持・増強を関係機関と検討する。

(2) 駅前空間の整備

- ・駅周辺について、ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりを推進する。
- ・富士急行線の各駅前に、休憩施設や案内板を設置し、地域の玄関として整備する。

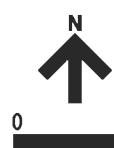
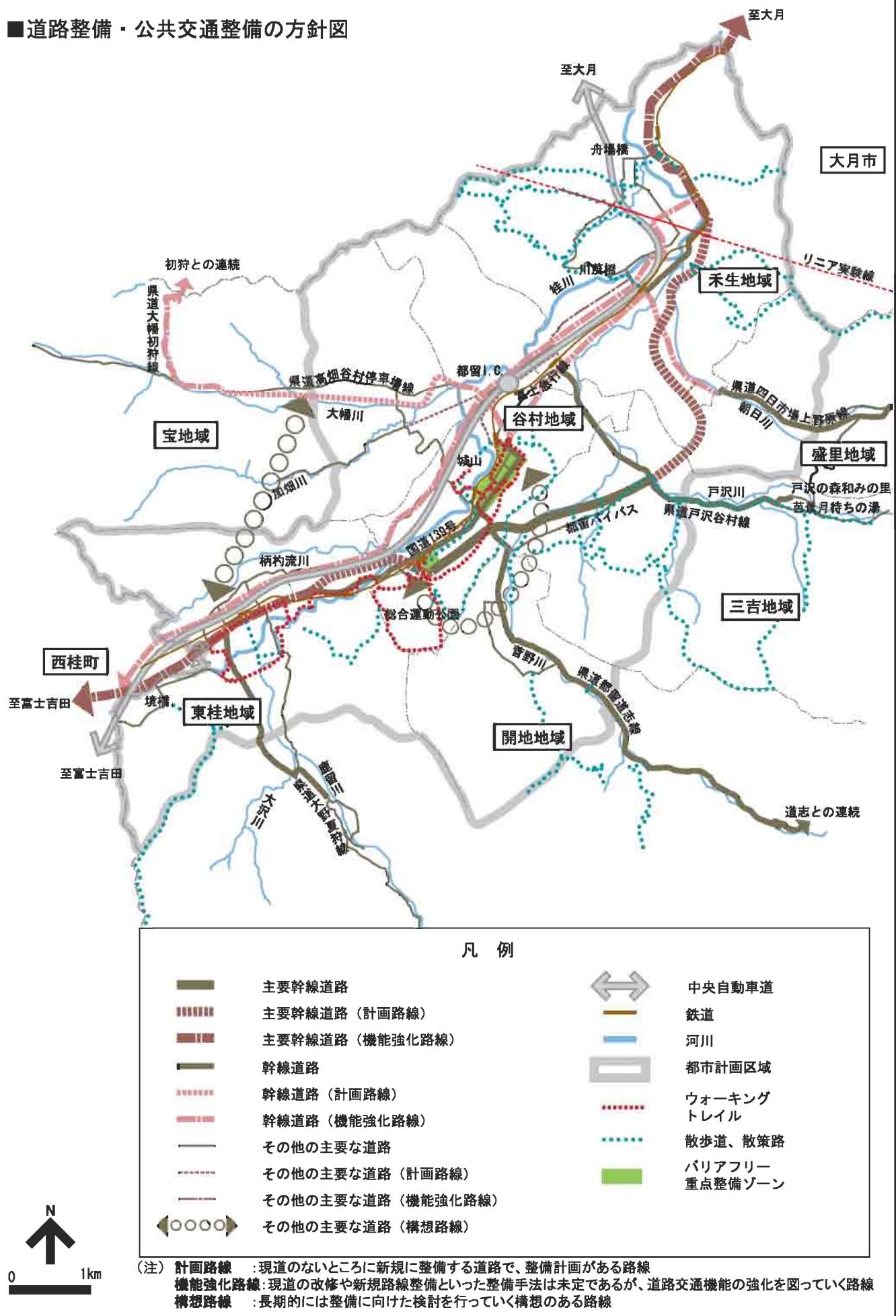
(3) 鉄道以外の公共交通の確保

- ・現在運行している駅や中心部と集落を結ぶバス路線（6路線）の確保に努める。
- ・ミニバスや福祉タクシーも含め、駅と集落を結ぶ公共交通機関の手法について研究していく。

(4) 新交通の可能性の検討

- ・リニア実験線を活用したリニア中央新幹線の実現と駅の設置を関係機関とともに検討する。

■道路整備・公共交通整備の方針図



3 下水道・河川・水路整備の方針

生活に密接に結びついている身近な河川を中心として、水の保全、河川環境の保全と整備、親水空間の整備を進め、日常的に自然に親しみ、自然と協調する意識を育む環境づくりに努めます。

下水道については、整備の長期化が予想されるため、区域の見直しを行い、早期完成をめざします。

一級河川については、総合的な河川整備計画に基づき、流域の開発に対応した河川・水路の整備を推進します。

3-1 下水道の整備

(1) 整備目標

- 下水道や合併処理浄化槽などによる生活排水処理施設の整備目標は、平成32年において、約61%のクリーン処理率を設定する。

●生活排水処理施設の整備目標

種 別	平成12年度	平成22年度	平成32年度
下水道普及率	0%	20%	26%
合併処理浄化槽設置率 (推定)	9%	30%	35%
生活排水 クリーン処理率	9%	50%	61%

(注)下水道普及率とは人口(行政区域)に対する、公共下水道を利用できる人口の割合

(2) 下水道の整備

- 下水道は、公共下水道事業計画に基づき市街地から順次整備を推進する。

(3) 合併処理浄化槽等の普及促進

- 公共下水道と並行して農業集落排水施設や合併処理浄化槽等の汚水処理施設の導入を検討する。
- 生活排水クリーン処理率の向上を図る。

3-2 河川・水路等の整備

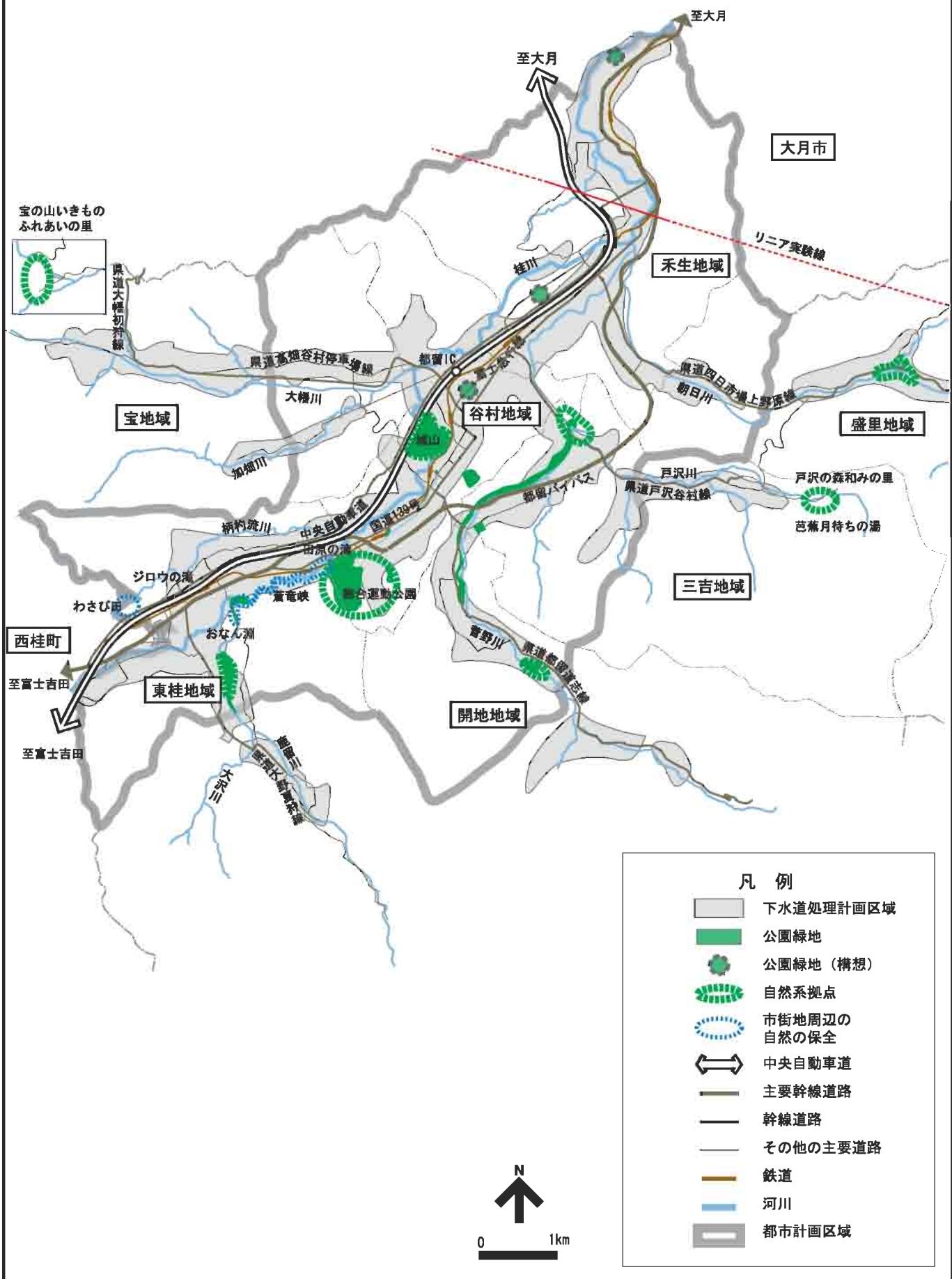
(1) 河川・水路等の整備の推進

- ・準用河川については、防火用水としての役割もあるため、計画的、集中的に改修を図る。
- ・雨水の表面流出量の抑制、地下水の保護等の観点から、浸透枠設置、浸透性舗装を促進する。
- ・一級河川については、防災上の観点から、安全性の維持のため整備を促進する。

(2) 生態系や自然に配慮した河川の整備

- ・河川空間を利用して、自然との調和を考慮しつつ、昆虫採集、魚捕り、植物の観察・写生会の場や散策のための遊歩道を整備し、子どもから大人までが学べる親水空間の形成促進に努める。
- ・河川の整備に当たっては、従来のコンクリート擁壁・ブロック積み等の環境になじみにくい形ではなく、環境・景観に配慮した親水性の高い整備に努める。
- ・親水空間の整備に当たっては、小学校、周辺地域、市民活動団体などと連携を図り、住民との協議を促進する。
- ・水辺を利用した連続性のある遊歩道整備を検討する。

■下水道・河川・水路整備の方針図



4 公園緑地整備の方針

都留市の都市公園の整備水準は低く、公園に対する市民のニーズは高くなっています。市民の憩いの場となる既存の都市公園の保全に努め、適切な維持管理を継続するとともに、公園の分布が地域により偏ることのないように、公園の新規整備を推進します。

整備にあたっては、大規模な公園整備だけではなく、まち中の広場や小公園も含めて積極的に整備するとともに、歴史的背景の顕在化や防災拠点としての整備、自然の活用など、それぞれの立地特性を活かした特徴的な公園として整備します。

市街地および市街地に近接する場所では、児童遊園などの既存の緑地、遊休土地、河川敷などを積極的に活用したり、まちの中の隙間を利用してポケットパークを創出する等、子どもが自由に遊んだり、地域の交流拠点となる身近な公園整備を進めます。

また、公園整備にあたって、市街地の自然環境を保全する視点から、既存の自然との一体的な整備や緑の連携による整備を図ります。

4-1 公園・緑地の整備

(1) 都市公園の整備目標

- ・都市計画区域内の一人当たりの都市公園等の整備目標として、 $9.5m^2/人$ 以上（現在 $4.1m^2/人$ ）の確保を目指します。

●都市公園の整備目標

整備水準の目標事項	平成12年 (基準年)	平成32年 (目標年)
市街地内の住区基幹公園の目標水準	$0.1m^2/人$	$1.1m^2/人$
都市計画区域内の都市公園等の目標水準	$4.1m^2/人$	$9.5m^2/人$

(2) 都市公園の整備

- ・総合運動公園の未整備箇所は、市民ニーズを把握しコストを十分意識した上で、計画を見直し早期完成を図る。また、災害時の災害復興拠点としての位置づけ及び整備を検討する。
- ・新規街区公園の設置と並行して、既設児童遊園等を街区公園と位置づけ、都市計画公園としての整備を推進する。
- ・法能の菅野川沿いについて風致公園としての整備のあり方を検討する。

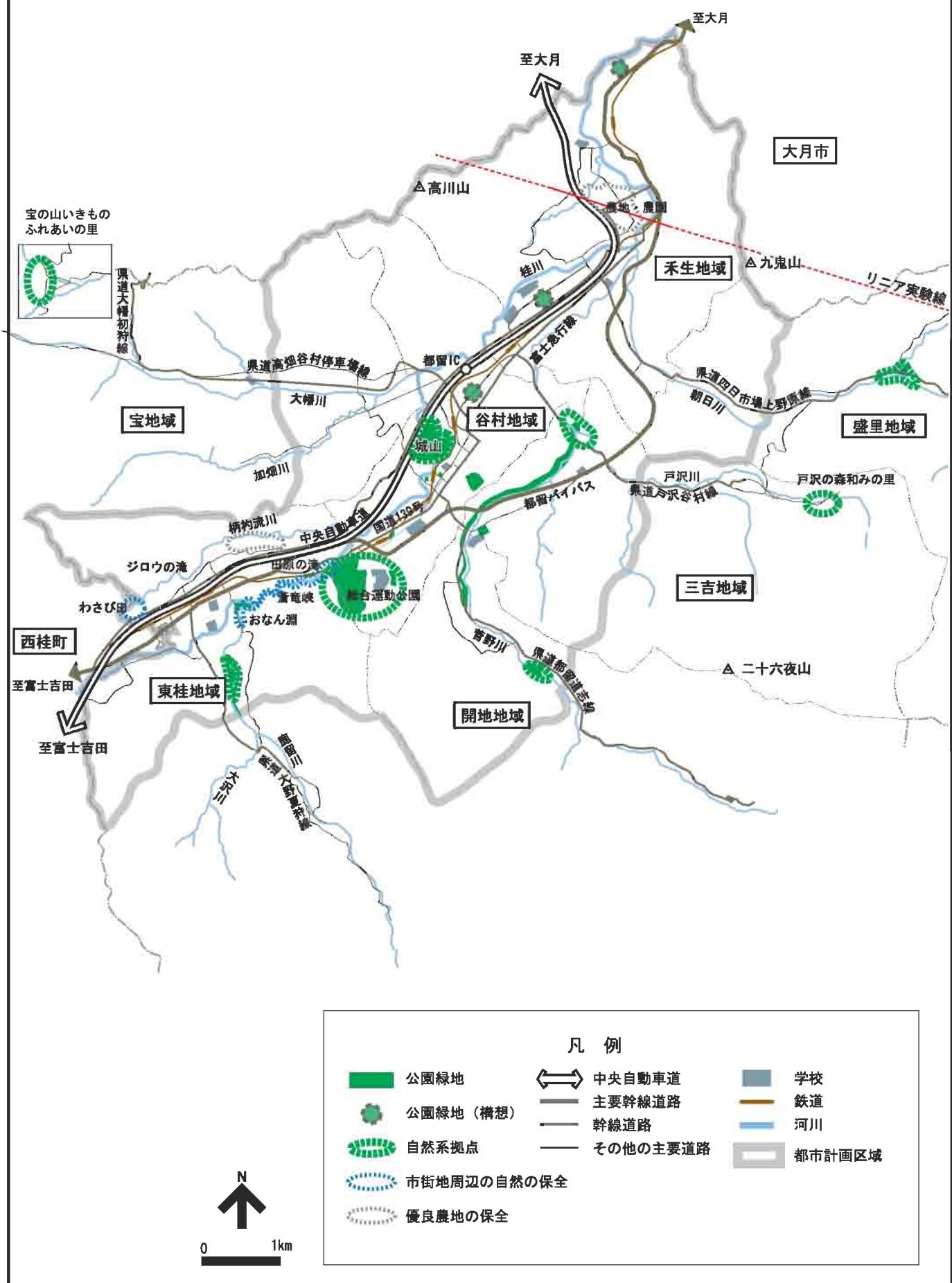
(3) 児童遊園や身近な公園の整備

- ・遊休土地などを利用し、児童遊園の確保と街区公園等の整備により、子どもが遊べる身近な環境（広場）づくりを推進する。
- ・子どもが安心して遊ぶことができ、地域の交流の場、高齢者が一休みできる場としても活用できるような、誰にでも親しまれるポケットパークの整備を推進する。
- ・市街地周辺における公園整備にあたって、身近な場所で自然とふれあえる特色ある公園やポケットパーク整備を推進する。

4-2 市街地及び周辺の自然の保全

- ・緑の拠点にある総合運動公園、楽山公園及びその他の公共施設は、都留文科大学の「地域交流研究センター」のフィールドミュージアム構想と連携を図り、積極的に緑化を行うとともに、周辺宅地の緑化を促進する。
- ・城山一帯を保全・活用するため、周辺市街地からのアクセスルートの整備を検討する。
- ・身近な緑の拠点として、公園、ポケットパーク、広場に特色ある草花を植栽して活用するとともに、寺社等の緑を保全活用する。
- ・歩道での街路樹の整備、学校等の既存施設の緑化及びビオトープの整備などを推進し、多様な生物が移動したり生息できる環境づくりを推進する。
- ・遊休農地については、市民農園などの農地活用を検討し、良好な住環境づくりを検討する。
- ・市民や地域のグループによる緑化活動の促進と支援を推進する。
- ・公園緑地や水辺空間の整備に当たっては、計画段階から市民参加を得るなどして、市民との協働に努める。
- ・維持管理を地域住民が積極的に行うようなシステムづくりを検討する。

■公園緑地整備の方針図



5 景観整備の方針

本市の恵まれた自然やかつて城下町として栄えた歴史・文化的な遺産を保全し、地域に対する愛着や誇りを一層高められるような景観整備に努めます。

整備にあたっては、質の高い居住環境の形成を図るとともに、河川や水路、森林、史跡や歴史的街並みなど、都留市が保有する資源や蓄積された歴史・文化などを積極的に活用した、特徴ある景観形成を目指します。

公共施設の整備においては、総合的なサインのあり方を検討し、誰もが分かりやすく利用しやすい施設整備を図り、外観についても街並みと調和の取れた景観整備に努めます。

また、都留の水と河川は、水辺としての景観要素のみならず、優れた水質の「水」そのものが、市民に愛され、守られてきた大切な資源です。この水資源を大切にするとともに、人々の水に対する意識を高める方策を進めます。

さらに、平成16年6月11日に景観法が成立したことを受け、本市の景観形成においても景観法に基づく関連制度の適用について検討していきます。

5-1 特徴ある景観づくり

- ・谷村周辺の中心市街地において、ランドマークとして城山を活用するとともに、城山と市街地との連続性を強化し、一体となった歴史的環境づくりと景観化を推進する。
- ・中心市街地に近接する山林などの緑を保全、再生するとともに、市街地の緑（街路樹や住宅地の緑等）を連続させ、緑豊かな景観形成を図る。
- ・各駅前や施設を、まちへの玄関口として、来訪者が分かりやすいサインや休憩できる場所を整備することにより、景観的な拠点形成を推進する。
- ・全地域のエントランス的役割を果たすミュージアム都留を有効活用するとともに、各地域の拠点形成を図る。
- ・まちかど博物館の認定、拠点施設周辺のベンチやサインの整備等により、「まるごと博物館都留」事業を推進する。

5-2 美しいまちなみづくり

- ・谷村の中心市街地は、歴史性を感じさせる整序感のある景観形成を行うため、景観形成地区の位置づけを行い、景観ガイドラインの作成、景観協定の締結を検討する。
- ・田原地区の新駅周辺では、新しい市街地として整序感のある景観形成を行うため、景観形成地区の位置づけを行い、景観ガイドラインの作成、景観協定の締結を検討する。

- ・道に面した民地の緑や花など、美しいまちなみ寄与する民地の取り組みに対し、顕彰や支援の方策を検討する。

5-3 公共施設の景観づくり

- ・公共施設は、先導的にまちなみ形成に寄与することを念頭に、まちなみと調和のとれた整備、修景を推進する。
- ・公共施設の整備に当たっては、誰もが使いやすいユニバーサルデザインによる整備を推進する。
- ・公共施設の整備に当たっては、計画段階から市民参加を得るなどして、市民との協働に努める。
- ・総合的なサインのあり方を検討し、施設整備、修景とあわせて、わかりやすいサイン整備を推進する。

5-4 水と河川による景観づくり

(1) 水と河川の景観軸を形成する

- ・河川の整備にあたり、従来のコンクリート擁壁の環境になじみにくい形ではなく、環境・景観に配慮した親水性の高い整備を推進する。
- ・河川の整備にあたり、従来のコンクリート擁壁の環境になじみにくい形ではなく、環境・景観に配慮した親水性の高い整備を推進する。
- ・家中川を市民に親しめる水辺として整備するとともに、小型水車発電など人と水の関わりを景観的に表現する手法を検討する。
- ・田原の滝、蒼龍峡、おなん淵などの景勝地、これらを望む橋梁、駒橋発電所落合水路橋などのランドマークなどを、河川景観のシンボル的な景観要素として保全・修景・活用を図る。

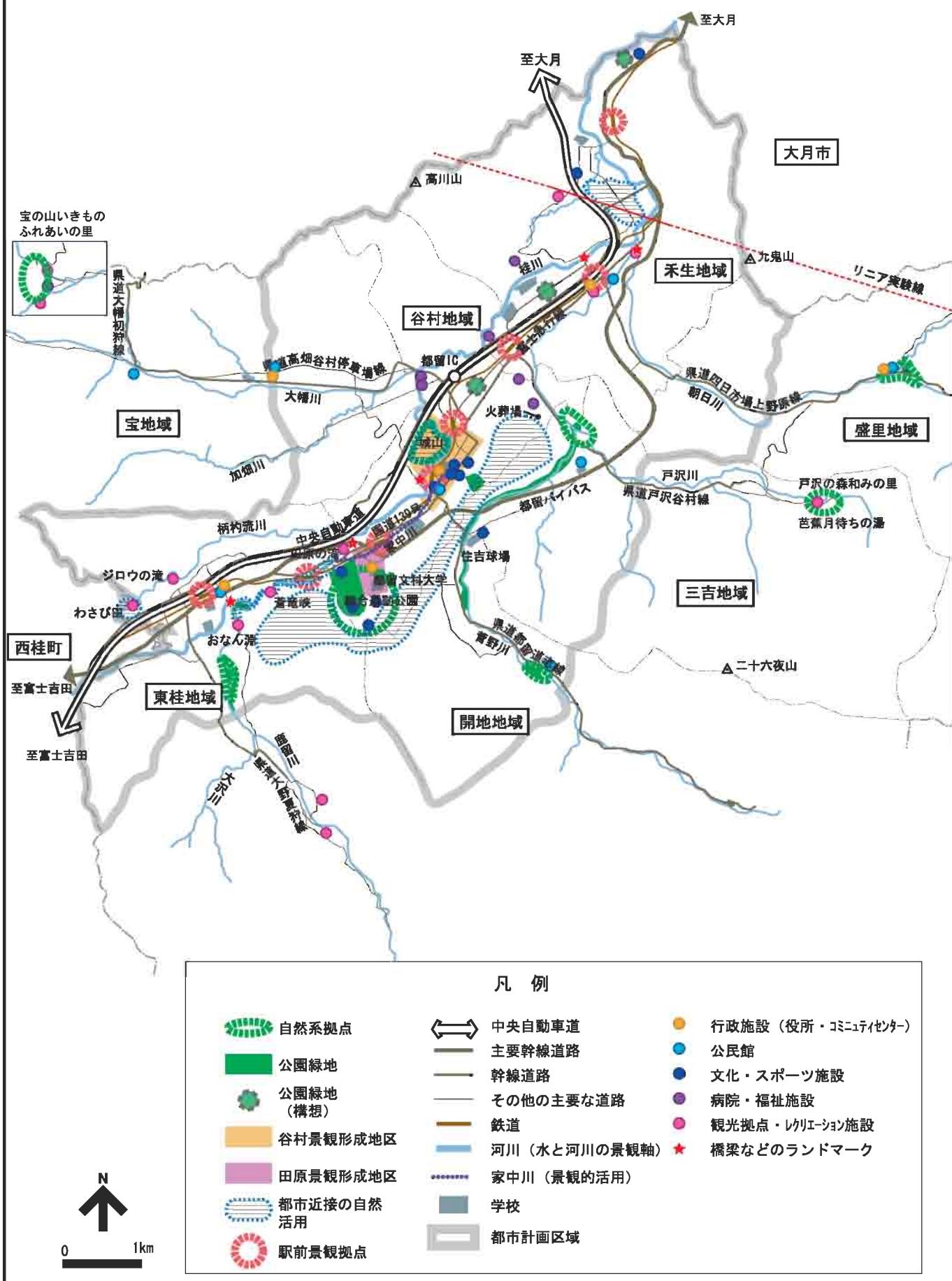
(2) 水と河川への意識を高める

- ・水辺空間の整備に当たっては、計画段階から市民参加を得るなどして、市民に親しまれる河川整備を行うとともに、市民の意識啓発を図る。
- ・市民・市民活動グループなどと連携を図りながら水や水辺に対する啓発活動を推進するほか、河川清掃の実施など都留市のシンボルである河川の美化活動を推進する。
- ・小学校などと連携して、自然を通して環境について考える場として河川を活用するため、体験学習の場（水辺の楽校など）を整備する。

(3) 水源涵養と水質の保全を進める

- ・良好な水質や水量を守るために、国や県などと連携を図りながら水源地や涵養林の保全に努める。
- ・河川の水質を向上させるため、下水道の整備や合併浄化槽の設置を推進する。（生活排水処理施設の整備目標は58ページ参照）

■景観整備の方針図



6 住宅・住環境整備の方針

良好な住宅の確保や住環境の形成を目指し、適正な土地利用を誘導していきます。民間の住宅開発を適正に誘導するための開発指導や土地区画整理事業などの基盤整備を行い、ミニ開発など無秩序な住宅地開発を抑制します。

一般公営住宅については、市営住宅が15団地、県営住宅が5団地で計853戸が供給され、市内総世帯数に占める公営住宅の割合は6.5%と比較的高いため、今後は老朽化が進んだものから「住宅マスタープラン」に基づき、建替えを進めています。

6-1 良好でゆとりある住まいづくり

(1) まちなか居住の推進

- ・用途地域内については市街化を促進するとともに、用途地域の指定がない地域については宅地化ができるだけ抑制する。
- ・田原土地区画整理事業地の市街化を促進するとともに、良質な民間分譲・賃貸住宅の建設誘導を促進する。
- ・谷村の中心市街地等では、密集市街地の建替えや共同化、不燃化を促進する。
- ・コーポラティブ住宅^{*1}やコレクティブハウス^{*2}をはじめ、既存ストックを活用した共同住宅の改修などまち中居住のあり方の研究や支援を検討する。

(2) 市営住宅の整備

- ・「住宅マスタープラン」に基づき、老朽化した団地の建替えや改築を推進する。
- ・建替えに際して、高齢者や障害者に配慮した市営住宅の供給を推進する。
- ・市営住宅の適正な住宅環境を確保するため、計画的な維持管理につとめる。

(3) ルールに基づく質の高いまちづくりの推進

- ・用途地域内については、地区計画制度、建築協定など法に基づく質の高いまちづくりルールの導入を検討する。
- ・まちづくり協定、緑の協定など法によらない地域間で交わすルールの導入を検討する。
- ・地域地区単位のまちづくり組織の立ち上げを検討する。
- ・緑化運動、清掃美化運動など市民のまちづくり活動支援を推進する。
- ・開発に関する誘導指針の見直しを検討する。

(注) *コーポラティブ住宅^{*1}：集合住宅の一種であるが、住まい手が協働で事業計画を進め、土地の取得、設計、工事発注、その他の業務を行い、自分たちの望む住空間を創り上げていく住宅

*コレクティブハウス^{*2}：食堂やサロンなど共同生活の場を組み込んだ集合住宅で、北欧で定着しつつあり、我が国でも近年、神戸市などで多くの事例が見られる

6-2 地震・火災に強いまちづくり

(1) 密集市街地の環境改善

- ・狭隘道路、行き止まり道路の改善。
- ・老朽建物の建替え、建物の不燃化促進方策を検討する。
- ・一般住宅の耐震診断を実施し、建替え、補強を促進する。

(2) 避難路、防災道路の整備促進

- ・避難路の見直しと整備を促進し、避難ルートを確保する。
- ・避難路となる都市計画道路や主要な生活道路の整備を促進する。

(3) 防災関連公共施設の改善・整備

- ・都市施設の安全性の強化、ライフラインの安全性の確保を推進する。
- ・耐震性貯水槽や消火栓等を計画的に整備し、消防水利の充実を図る。
- ・デジタル化に対応した防災無線施設の更新など、通信ネットワークの確立を図る。
- ・身近な防災活動の場となる小公園・広場といったオープンスペースの確保を図る。

6-3 人にやさしい施設・住まいづくり

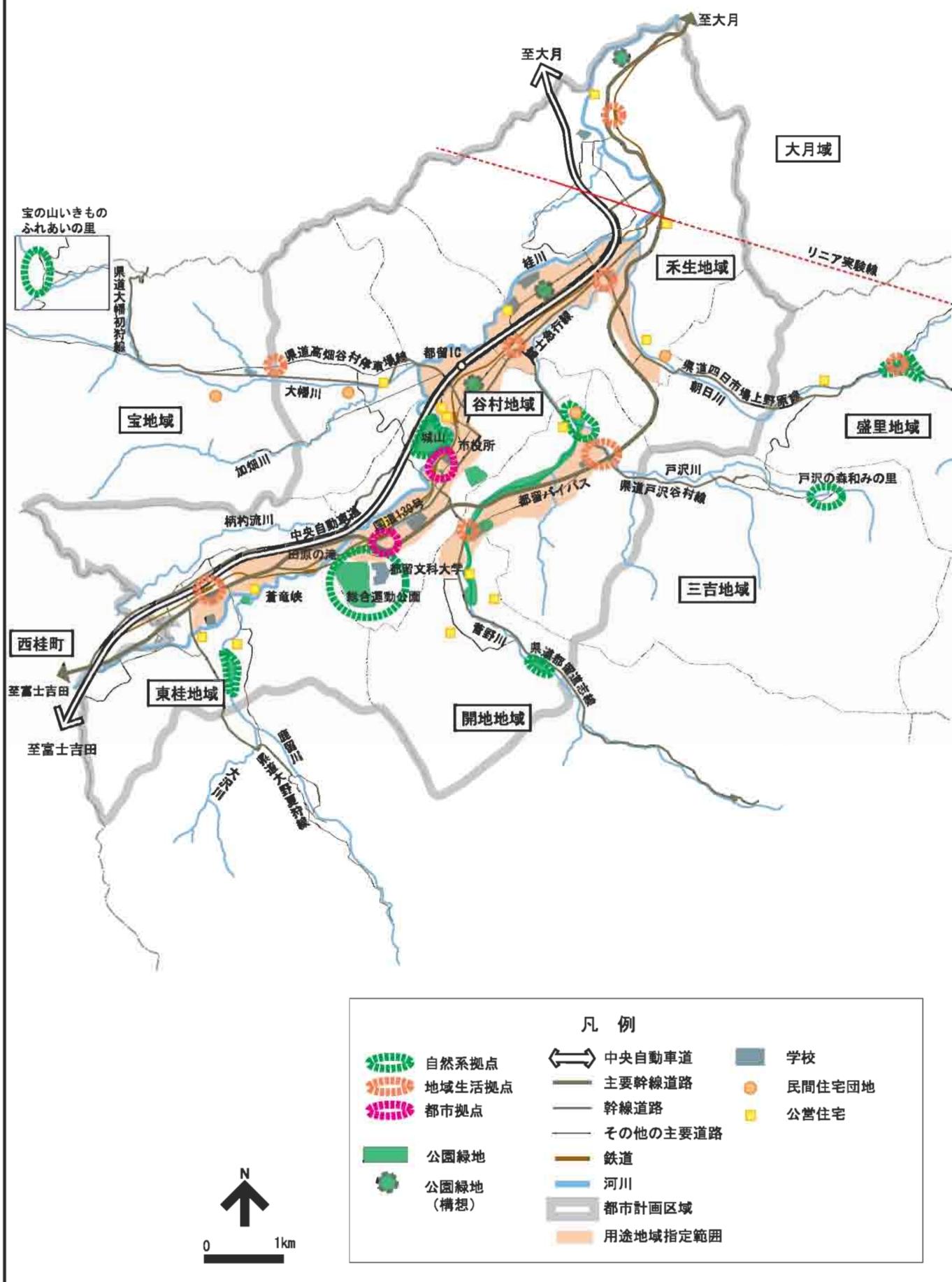
- ・「都留市ユニバーサルデザイン指針」に基づき、誰もが使いやすいというユニバーサルデザインの考え方によって、公共的な施設、住宅などの整備・改修を推進する。
- ・主要な民間建築物のバリアフリー化を誘導する。
- ・シルバーハウジング、ケア付住宅、シニア住宅^{*1}等新たな高齢者向け公的住宅の供給を検討する。
- ・グループ住宅^{*2}やコレクティブハウス^{*3}など高齢者の共同生活ができる住宅建設やその維持を支援する。
- ・高齢者や障害者が住みやすい住宅とするための改造について、各種制度の活用と相談サービスの充実を検討する。

(注) *シルバーハウジング、ケア付住宅、シニア住宅^{*1}：高齢者へのケアサービス、バリアフリーなどを組み込んだ集合住宅

*グループ住宅^{*2}：過疎地域の一人暮らしの高齢者や障害者など地域の中で共同生活を営む住宅

*コレクティブハウス^{*3}：67ページ参照

■住宅・住環境整備の方針図



7 その他の都市施設整備の方針

一般廃棄物処理施設については、住民の協力のもとに資源ゴミのリサイクル等によるゴミの減量化や、環境対応を進めるとともに、新たな最終処分場などの整備についても検討し、適切な処理体制の確立を図ります。

火葬場については、周辺環境に配慮した施設に建替えを進めます。

身近な生活に関わる都市施設については、各地域の生活圏を想定しつつ、バランスのとれた都市施設の整備を図るとともに、既存の公共施設を有効に活用し、建物利用の転換や共同化、集約化を推進し、効率の良い都市施設整備を進めます。

7-1 ゴミ処理施設の整備

- ・資源ゴミのリサイクル施設等との連携を図り、新たな最終処分場の整備を検討する。

7-2 火葬場の整備

- ・火葬場の機能拡充と静穏な周辺環境の整備を行う。
- ・周辺の道路や駐車場などの環境整備を推進する。

7-3 教育文化施設の整備

(1) 学校教育施設

- ・学校の耐震整備を進め、震災時の安全性の確保と、地域の避難場所としての施設の充実を図る。
- ・幅広い障害児教育を進めるため、バリアフリー化の推進などの学校施設・設備の改善を推進する。
- ・児童生徒の減少に伴う空き教室の活用を推進する。
- ・都留文科大学を国際交流の拠点施設、研修施設等として活用するための施設整備を検討する。
- ・教員や学生、外来研究者等の研修施設（セミナーハウス等）整備の推進を検討する。
- ・国際交流の拠点となる国際交流会館・ゲストハウスの整備を検討する。

(2) 社会教育施設

- ・生涯学習の拠点として、既存の公民館、自治会館、集会所等の施設・設備の充実を図る。
- ・高齢化社会に対応した社会教育施設のバリアフリー化を推進する。

- ・自然観察や、農業体験などの施設として、宝の山いきものふれあいの里等の既存施設・設備の充実整備を推進する。

7-4 防災機能の強化・充実

(1) 防災拠点の機能強化・充実

- ・防災拠点である市役所の耐震化を図るとともに、防災センター機能を強化する。
- ・市役所、市立病院、総合運動公園の3箇所を防災上の各拠点として位置づけ、各自の拠点機能を強化する。
- ・市内の小中学校、公民館等で、非常用物資の備蓄や通信機能の整備を行い避難所としての機能を強化する。

(2) 防災体制の強化・育成

- ・上記防災拠点と都留消防本部、都留警察署、医療機関、地域消防団等との連携を図り、防災ネットワークを推進する。
- ・災害時に行政と市民が一体となった対応が図れるよう、自主防災組織の育成に努める。
- ・地域ボランティア、市民活動グループ、自治会などのネットワーク構築を促進する。

7-5 医療・社会福祉施設の整備

- ・既存施設の有効利用により、障害者等が集い、活動できる「障害者センター」を確保することを検討する。

■ その他の都市施設整備の方針図

